

●香川県公告第六百二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十四年十一月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 意見の対象となった届出に係る公告  
平成十四年香川県公告第三百三十号
- 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
株式会社マルナカ新土庄店  
小豆郡土庄町字半の池甲一三六〇一七一ほか
- 三 法第八条第一項の規定により土庄町から聴取した意見の概要  
当該店舗は深夜営業の飲食店が立ち並ぶ歓楽街に隣接しており、深夜に駐車場内での喧騒が予測されることから、車両誘導員を兼ねた警備員を常駐すること。
- 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要  
該当なし
- 五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - 1 縦覧場所  
香川県商工労働部商工政策課  
土庄町役場商工観光課
  - 2 縦覧期間  
平成十四年十一月一日（金曜日）から同年十二月二日（月曜日）まで